



秋保市六次産業化促進事業（秋保ヴィレッジ）に関する変更協定書

六次産業化促進事業（秋保ヴィレッジ）

に関する変更協定書

この度、秋保市六次産業化促進事業（秋保ヴィレッジ）に関する変更協定書を締結するため、本件を認めて、甲乙双方の承諾を得て、以下のとおり定めた。

甲　秋保市六次産業化促進事業（秋保ヴィレッジ）

代表者

（略）

乙　秋保市六次産業化促進事業（秋保ヴィレッジ）

代表者

（略）



六次産業化促進事業（秋保ヴィレッジ）に関する変更協定書

仙台市（以下「甲」という。）と秋保ヴィレッジ株式会社（以下「乙」という。）とが、杜の都の風土を守る土地利用調整条例第19条の規定に基づき、平成25年3月29日に締結した六次産業化促進事業に関する協定書（以下「協定」という。）のうち、事業計画を変更することについて、甲と乙の間で、協定第8条に規定する協議を行い、これが整ったため、協定第3条に規定する開発事業計画書を別添のとおり変更し、変更協定を締結する。

この変更を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和6年7月10日

甲 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市

代表者 市長 郡 和 子



乙 仙台市青葉区大町二丁目7番23号

秋保ヴィレッジ株式会社

代表取締役 今野 克一



